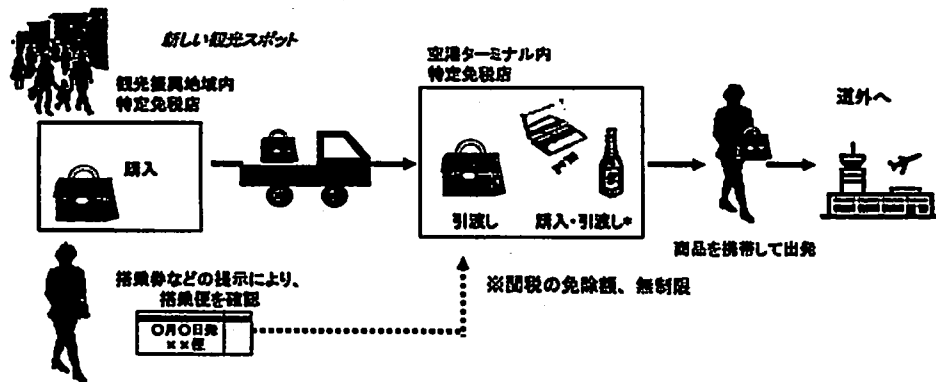


北海道国際観光振興特別措置法(仮称)によるイメージ

- 北海道を訪れる外国人観光客は年々増加しており、平成20年に開催される北海道洞爺湖サミットを契機に、一層の増加が期待できる。
- こうした中で、外国人観光客のニーズにも対応できる、国際的にも通用する質の高い観光地づくりを進めるため、ハード・ソフト両面での受入環境の整備が求められている。

特定免税店制度の創設(ソフト)	
○指定地域	道内の特定の空港内にある旅客ターミナル施設及び特定の地域内にある特定販売施設
○内 容	北海道から道以外の本邦へ出域する旅客については、税関長の承認を受けた小売業者から購入した輸入品の関税の免除

■免税品購入の流れ



国際観光振興業務特別地区の設定(ハード)	
○指定地域	北海道全域
○内 容	観光関連施設の新設・増設、改修、設備の整備を行った法人に対する税制優遇措置

	優遇項目	優遇措置の概要
国 税	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除される。機械・装置15%、建物8%
地 方 税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が免除される(道や市町村の税収が減った場合、地方交付税で補填される)
	特別土地保有税の非課税	観光関連の特定施設のために土地を取得して、設備を新増設した場合、特別土地保有税が非課税
	事業所税の非課税等	観光関連の特定施設を新増設した場合の事業所税が非課税となり、資産割の課税標準が1/2控除される

◆対象となる施設

①宿泊施設
(例)
・ホテル
・旅館

②スポーツ・レクリエーション施設
(例) ゴルフ場、スキー場、プール、遊園地、マリーナなど

③教養文化施設
(例) 劇場、博物館、美術館、動物園、水族館

④休養施設
(例)
・展望施設
・温泉保養施設

⑤集会施設
(例) 会議場施設、研修施設、展示施設

⑥販売施設
・小売施設、販売施設及び付帯施設(②～⑤、観光情報提供施設)

◆対象となる設備

国際放送受信設備、高速通信設備、カーナビゲーション設備など

観光振興地域の施設の整備等

第3章：産業の振興のための特別措置

第1節：観光の振興

第3款 第16条～第20条

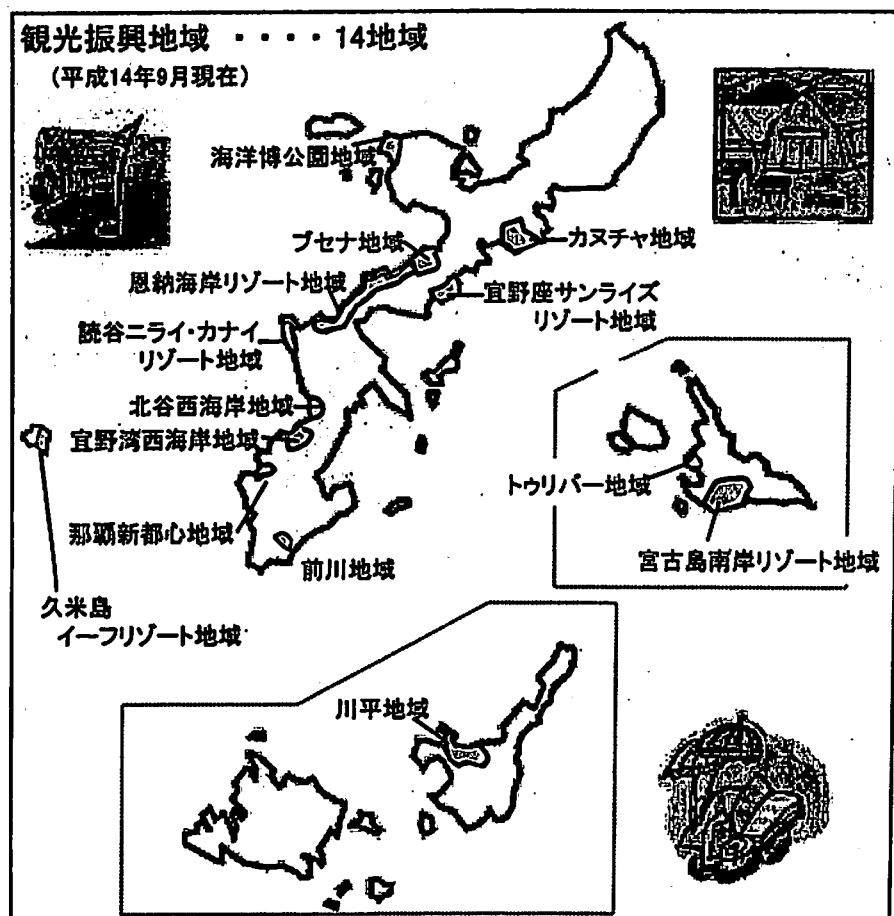
●目的と概要

沖縄の観光産業を盛んにするために、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設等を集中的に整備する地域として「観光振興地域」が観光振興計画のなかで指定されます。この地域で活動する企業は、税金や資金融資の特例などの優遇制度を受けられるようになっており、企業が施設整備を行いやすい工夫がなされています。

●指定される地域

「観光振興地域」の対象となるのは、以下の条件を備えた地域です。

- ・ 優れた自然の風景、文化財等の観光資源がある
- ・ 地域が一体として観光関連施設の整備が必要と考えられる
- ・ 土地が確保できる
- ・ 観光関連施設の整備が確実に見込まれる



●観光振興地域のメリット

観光振興地域のなかで観光関連の施設を新たに建設したり増設する事業者は、課税の特例を受けることができます。

また、国や沖縄県、各市町村は、資金の調達に関する援助に努めることとされています。

主な優遇措置は以下のとおりです。

＜優遇措置の詳細＞

	優遇項目	優遇措置の概要
国 税	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます。機械・装置15%、建物8%（ただし、法人税額の20%以内）。繰越4年、投資上限額20億円
	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます。（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます）
地 方 税	特別土地保有税の非課税	観光関連の特定施設のために土地を取得して、設備を増設した場合、特別土地保有税が非課税になります。
	事業所税の非課税等	観光関連の特定施設を増設した場合の事業所税が非課税となり、固定資産割の課税標準が1/2控除されます。
そ の 他	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定されます。

●対象となる施設

優遇措置を受けられる施設（特定民間観光関連施設）として、以下の施設が定められています。

①スポーツ・レクリエーション施設



(例)ゴルフ場、プール、遊園地、野外アスレチック場、マリーナなど

②教養文化施設



(例)劇場、博物館、美術館、動物園、水族館など

⑤販売施設



・小売施設、販売施設及び附帯施設（スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、観光情報を提供する施設のいずれか）からなる施設

小売施設及び飲食施設の合計床面積が3,000㎡以上であること、附帯施設の合計床面積が小売施設及び飲食施設の合計床面積の4分の1以上であることなどの要件あり

③休養施設



(例)展望施設
温泉保養施設
海洋療法施設

④集会施設



(例)会議場施設
研修施設
展示施設

課税免除等に係る減収補てん制度

- ・基準財政収入額の算定にあたっては、法律上非課税とされているものについては算定額から除外されるが、地方公共団体が任意に行う課税免除又は不均一課税による減収部分については、原則としてこれらの措置が行われないものとして算定している。
- ・しかし、国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方公共団体が行う課税免除又は不均一課税による減収部分については、一定のものに限り基準財政収入額から控除する（地方交付税法上も、14条の2により文化財等に関する課税免除等の特例を設けている。）。

(1) 課税免除等に係る減収補てん制度の趣旨等

①目的

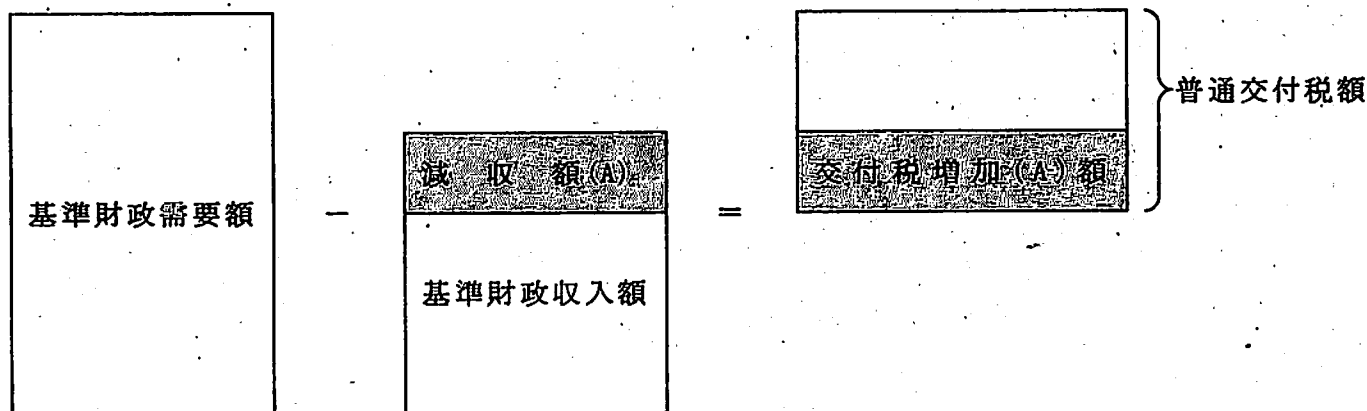
企業、一定の施設等の誘導により、地域の振興、財政力の平準化等を図る。

②制度の位置付け

- ・課税免除又は不均一課税自体が「課税の公平」の例外的措置
- ・課税免除又は不均一課税による減収額を、例外的に、地方交付税（地方団体の共有財源）で補てん
 - 制度の採用は限定
 - ・地域振興に資するものであること
 - ・将来の税源の涵養になること

③算定の仕組み

〔イメージ〕



一定規模以上の工業生産設備等を新增設した者に対して課税免除又は不均一課税を行った場合の地方団体の減収額を基準財政収入額から控除することにより、普通交付税により補てんするものである。

(2) 減収補てんの実績

- ① 根拠法律数（平成19年3月現在）： 20法律
- ② 平成18年度の減収補てん額：178億円

減収補てん制度一覧

(平成19年4月現在)

根拠法	制度創 設年度 (交付 税上)	適用対象となる期間		適用対象 事業等	財政力要件	取得価格の要件	増加雇用 者の要件	適用対象税			特別償却の有無
		始 期	終 期					事業税	不動産取得税	固定資産税	
低工法	S 3 7	指定の日	40年経過又は指 定解除	製造業		2,500万円超		○	○	○	※
過疎法	S 4 5	公示の日	H21.3.31	製造業等 製造業等 観光施設等		2,700万円超		○	○	○	○
農工法	S 4 7	実施計画が定 められた日 (20.3.31まで)	35年経過又は 指定解除	工業(製 造業)等	地区の存す る市町村 0.4未満	3,000万円超	工業以外に 15人以上	○	○	○	※
沖振法	S 4 8	指定の日等	H24.3.31	製造業等 製造業等 観光施設等		1,000万円超 (観光振興地域以 外) 5,000万円超 (観光振興地域) 3億円超 (特自貿の認定法 人)		○	○	○	○
首都圏法	S 4 1	指定の日	5年経過の日又 は指定解除	製造業等	0.46未満 市町村0.72 未満	9億円超	50人超		○	○	
近畿圏法	S 4 1	"	H20.3.31又は指 定解除	"	"	"	"		○	○	
中部圏法	S 4 3	"	"	"	"	"	"		○	○	
半島振興法	S 6 1	公示の日	H21.3.31	製造業等 製造業等		2,700万円超		○	○	○	○
リゾート法	S 6 3	基本構想公表 の日(11.3.31 まで)	H8.3.31又は5 年経過の日(一 し) (H10.3.31)	観光文化 施設等	"	1億円超(構 成施設に 2億円超)	10人超		○	○	
関西学研法	S 6 3	建設計画同意 の日	H21.3.31	文化学術 施設等	0.50未満 市町村0.72 未満	2億円超			○	○	○
多極分散法	H 元	基本構想公表 の日(19.3.31 まで)	5年経過の日又 は指定解除 (19.3.31)	中核的民 間施設等	0.50未満 市町村0.74 未満	5億5千万円超 (構成施設に 1億1千万円 超)	10人超		○	○	
山村法	H 3	基本構想公表 の日(21.3.31 まで)	3年経過の日	森林保 全事業等	"	2,900万円超			○	○	○
地方拠点法	H 5	基本計画の同 意日(12.3.31 まで)又は移 転日(14.3.31 まで)	5年経過の日又 は指定解除 (14.3.31)	産業振 興施設等	0.50未満 市町村0.73 未満	2億円超			○	○	○
離島法	H 5	公示の日	H21.3.31又は地 区になる場合	製造業等 製造業等 観光施設等		2,700万円超		○	○	○	○
特定農山村法	H 6	事業計画認定 の日(17.3.31 まで)	3年経過の日	農林業 振興施設等	0.50未満 市町村0.72 未満	2,900万円超			○	○	
水特法	H 6	公示の日	H21.3.31	製造業等 製造業等	市町村0.72 未満	2,700万円超				○	
ベイエリア法	H 7	整備計画同意 の日(18.3.31 まで)	5年経過の日又 は指定解除 (18.3.31)	中核的施 設等	"	13億円超(構 成施設に 3億円超)			○	○	○
中心市街地法	H 1 1	基本計画公表 の日(20.3.31 まで)	3年経過の日	観光・地 利施設等	0.49未満 市町村0.72 未満	3億円超(認 定)超(計 画)超(小 事)超(中 度)超(大 規模)			○	○	○
奄振法	H 1 1	H11.4.1	H21.3.31	製造業等 製造業等 観光施設等		2,500万円超		○	○	○	○
原発地域振興 法	H 1 3	公示の日	H21.3.31	製造業等		2,700万円超	道路運送 人15人 超	○	○	○	

※低工法に係る特別償却措置は、適用期限の到来まで経過措置あり。

※農工法に係る特別償却措置は、平成21年12月31日まで経過措置あり。

◆道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（一抜粋）◆

（平成十八年十二月二十日法律第百十六号）

（道州制特別区域基本方針）

第五条

政府は、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

2 道州制特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 広域行政の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置（特定事務等の範囲の見直しその他の法令の制定又は改廃に係る措置を含む。）についての計画及び当該計画の計画期間
- 四 第七条第一項に規定する道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項
- 五 この法律の規定による広域行政の推進の評価に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、広域行政の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、道州制特別区域推進本部が作成した道州制特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

（特定広域団体の提案）

第六条

特定広域団体は、広域行政の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項に規定する道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、道州制特別区域基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。
この場合においては、当該変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案を添えなければならない。

- 2 特定広域団体は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更（変更提案に係る道州制特別区域基本方針の変更の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる道州制特別区域基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、道州制特別区域推進本部が作成した当該道州制特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、道州制特別区域推進本部の議を経て、当該変更提案を踏まえた道州制特別区域基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

【国への変更提案の対象に係る国会答弁等（主なもの一抜粋）】

《第165国会 衆議院内閣委員会》

日付	質 問		答 弁	
	質問者	質 問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 11.1	石 崎 委 員 (自民)	…北海道からの提案の内容の範囲というものは変更提案という形で限定をされるのか、あるいはどんなジャンルも問わず、幅広いあらゆる可能性が含まれるのかどうか、そこを確認したいと思います。	林 副大臣	今御指摘がありましたように、この法案には、特定広域団体は、広域行政の推進に関して、道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更提案をすることができるといふふうに書いてあるわけでございます。ですから、一つの条件というのは、この知見に基づいてやっていただくということが必要であるわけでございます。 したがって、広域行政の推進に関するものであって、このような知見に基づく提案であれば、それ以外の範囲の制限はない、こういうふうに考えております。
	石 崎 委 員 (自民)	北海道からの提案のジャンル、範囲というのは、あらゆる幅広い範囲に及ぶ、可能であるということは今の答弁ではっきりしたといふふうに思います。	山 崎 室 長	御指摘の特定広域団体からの基本方針の変更提案の時期でございますけれども、この変更提案のベースになります計画の実施を通じて得られた知見に基づく判断ということでございますが、これをどのように行うかにつきましては、基本的には特定広域団体の裁量によるものでございます。その上で、知見を踏まえて、新しい提案を行うのであれば、事務事業の性格にもよりますけれども、それほど長期に時間を要するといふことでなくとも提案できるものであるといふふうに考えている次第でございます。 なお、今、北海道におきましては、次の提案に当たりまして、条例の制定を検討するなど、道民、市町村、経済団体からの幅広い意見についてオープンな議論をし、提案内容を取りまとめていくものと聞いております。
	松 浪 委 員 (自民)	…先の小泉内閣のもとでも、私たちは道州制を含むマニフェストで当選をさせて頂いておりますし、また、今国会から道州制担当大臣というものが置かれましたことは、まさに安倍総理の、安倍政権の非常に意欲的な姿勢の表れかと思えます。最後に一言、ぐっと締めて頂きたいと思えます。	佐 田 大 臣	このことにつきましては、今委員が最初に申し上げましたように、廃藩置県以来の大改革だ、こういうふうには私は思っています。そして、これが本当に北海道においてしっかりと練られ、北海道の方々の色々な意見を吸収しながら、そして本当に日本型地方分権、税源、財源、そして権限の移譲が確立するということになれば、これは本当に世界に冠たるすばらしい法律だ、そしてまた一つの方向性である、こういうふうには私は思っております。

日 付	質 問		答 弁	
	質問者	質問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 11. 8	丸 谷 員 委 (公明)	…今回の法案は、国と広域団体、特に北海道との権限移譲ですとか規制緩和を行えばよいという法案ではなく、地域の特性を踏まえた住民サービスを行っていくということが本法案の大前提としてあるんだと思います。 その目標を達成するためには、地域住民とともに作り上げていくという魂が重要でございまして、道民意思の把握、集約というのが非常に重要だと思いますが、今まで政府はどのように取り組まれ、今後取り組んでいかれようとするのか、この点はいかがでしょうか。	佐 田 臣 大	…今先生が言われたことは非常に重要なことで、あえてお答えをさせていただくんですけれども、まず政府が推進本部で基本方針をつくるときには、とりあえず今回は北海道知事さんに参与として関与していただいて、北海道に合った基本方針をつくらせていただきます。それを北海道に行った場合には推進計画として実施する、その実施の方向性については本部にまた報告をいたします。 要するに、その実施計画については、市町村の意見を聞く、そして道民の意見を聞きます。そして、最終的には議会の同意を得ます。そして、それを実施して、これはいい、これは悪いということが決まった時点で、もう一度基本方針の変更を行います。 この変更というのは、具体的に申し上げますと、もっといろいろな規制緩和をした方がいいんじゃないか、もっと税源、財源の移譲をした方がいいんじゃないか、こういう提案がなされたときには、まだいろいろな道民の皆さん方の意見を聞いたり、市町村の意見を聞いたり、最終的には議会で議決をして、そして道民のいろいろな意見を聞きながら変更をしていく。こういうことですから、言うなれば、本当に道民の皆さん方の意見を中心として、規制改革、そしてまた税源移譲、権限移譲、こういうことを行っていくということですので、ぜひ御理解いただきたいと思います。
	佐々木 員 委 (民主)	…知事の参加も、政令でというふうに言われたんですが、政令ではなくてどうして法律で定めなかったのかということについて、もう一度答弁いただきたいと思います。	山 崎 長 室	今回の推進本部でございまして、この推進本部というのは、私ども、この法案におきましては、内閣総理大臣のリーダーシップのもとで、変更提案の対象となり得る国の府省にかかわる事務事業の移譲にかかわる方針を決めていくということを目的としているわけでございます。そういう観点から、実はすべての国務大臣をまさに本部員としている、こういう状況でございます。

日 付	質 問		答 弁	
	質問者	質 問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 11. 8	佐々木 委 員 (民主)	…特区でやらなければいけないことに、司法、立法、行政というふうに言いますが、司法の権限までいくというふうにはだれも将来的に思っていないというふうに思うんですが、もう一つは立法だと思うんですね、権限という意味でいえば、いわゆる上書き権というものについて、今回どこかに保障はされているんでしょうか。	山 崎 室 長	委員御指摘の上書き権というのは、これは北海道の方で提案いただいた法令面での地域主権ということで、いわば条例で北海道の方が独自に基準を設けていく、一般的にそういう全体の権限を与えてほしい、こういう実は提案でございました。 これに關しましては、いわば無条件で一律的に条例ですべて独自基準を定めるということに關しましては、法律によって、そういうことについてなじまないという法律もございます。したがって、一律にそういう形で独自基準を定める権限を与えるということはなかなか困難ではないか、こう考えている次第でございます。 そこで、むしろ本法案では、個別法でございますけれども、具体的にこの法律についてこういう形で変えてほしいという形の提案を受け取るといふ形に実は対応しているわけでございまして、この変更提案の中には、これは法令の特例措置と呼んでございしますが、今申し上げましたような、条例で例えば政令のかわりに定めるといったような特例措置も含むことになってございますので、一般的に無条件に条例で認めるというわけにまいりませんけれども、個別法を指定していただいた上で条例により基準を定めるといった提案も可能でございますので、それを踏まえた上で、またさらに検討していくということになろうかというふうに考えている次第でございます。
	吉 井 委 員 (共産)	…大臣は就任時のインタビューで、道州制特区推進法案を臨時国会で絶対に成立させる、そしてこの法律を通じて規制緩和をどんどん進める、法改正を繰り返しながら道州制の骨格となるビジョンをまとめ上げ、将来の全国実施につなげたいという趣旨の発言をしておられましたが、法案には大臣の権限を知事に移譲するという内容が含まれてくるわけですが、しかしそれは権限が大臣から知事に移るということであって、権限がなくなるわけじゃないわけですね。 大臣はこの法律を通じて規制緩和をどんどん進めると言っているんですが、この法律をどういうふうに読んだら規制緩和を進めることになるのか、ここのところを最初に伺います。	佐 田 大 臣	本法案においては、広域行政を推進するために、特定広域団体の提案を踏まえまして、国から特定広域団体の事務事業の移譲がふえていく仕組みとなっておるわけでありまして、これにより特定広域団体が地域の特性に応じて地域の自立的発展に資するための規制緩和を進めるものと考えておるところでありまして、先ほど来から申し上げているとおり、規制緩和、これは規制緩和でありますけれども、今度、財源の移譲もそうではありますけれども、そういういろいろな提案を地方からしていただいて、それによって、それを基本方針として変更することによって規制改革を進めていく、こういうことでございます。

《第165国会 衆議院内閣委員会》

日 付	質 問		答 弁	
	質問者	質問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 11. 8	吉 井 員 (共産)	小泉前首相の思いは、国の出先機関と北海道庁の統合、とりわけ北海道開発局を道庁と統合することというところにあつたわけですが、大臣の、先ほど、行革あるいはスリム化という、要するに人員削減云々の発言なんですが、こういう考え方が当然この法案には反映されているというふうに思うんですが、大臣、この点はどうですか。	佐 田 臣 大 臣	これから受け皿をつくり、そして規制改革、または税財源の移譲、そしてまたはいろいろな行政の効率化の問題、こういうことが道民の方から上がってきて、それを基本方針として変更し、閣議決定をしていくというプロセスの中でそういう話が出てくれば、直ちにそういうことになるとは限りませんが、そういう話が出てくれば検討する可能性はあると思います。
11.10	寺 田 員 (民主)	…特区法案の中に、今回、道州制という言葉をつけていますけれども、そういう意味においては、イメージをわかせるから道州制という言葉をつけるなら、この道州制という名前を法案の中に入れた理由はどこにあるんですか、確認ですけれども。	佐 田 臣 大 臣	…あくまでもこれは、国の方でこうやりなさい、ああやりなさいということじゃなくて、要するに、道州制を進めることは、北海道には北海道のいろいろな権限、財源、そしてまた税源をこういう形でやっていった方がいい、規制緩和はこういうふうにやっていった方がいいという形で北海道はできてくるわけです。 例えば、違うところで、三県以上のところ、もしくはいろいろそういう地域において、例えば政令によって特定広域団体に指定されたところは、またそれは風土も違いますし、歴史、文化も違うわけですから、そういうところでいろいろな税財源、そして権限の移譲、規制緩和、こういうことも含めてやっていきますから、その中で自然に道州制のビジョンができてくる。そして、要するに将来を見据えて、道州制に将来的には移行していきたい。ですからこの法律には道州制と名前がついている、そういうことです。
	福 田 員 (民主)	ぜひこれは拡大をしてほしいと思っておりますが、北海道では、今回の提案の中でも、廃止済みごみ焼却施設の撤去とか、あるいは観光案内設備の整備とか、簡易水道集中監視システムの整備とか、橋梁補修事業とか、八項目ほどさらに今副大臣が言われた項目に加えてぜひ拡大してほしい、そういう要望がございます。 こうしたことをやはりしっかりとやってほしいと思いますし、どうもそれぞれの具体的な仕事が各省庁にまたがっているものですから、内閣府の方からしっかりと働きかけないと進まないと思うんですが、そういう働きかけの考えはあるかどうか、お伺いをしたいと思います。	佐 田 臣 大 臣	先生が言われたように、いろいろな規制改革も含めて、そして権限移譲、こういうことは各省庁にわたって行われることであって、中には抵抗するところも出てくると思います。 そういう中におきまして、これは根本に立ち返れば、やはり北海道の自立性、そして地方分権でありますから、政治の場からもしっかりと言ふべきことは言わせていただきますし、内閣府としましては、できる限りこれは調整をして、権限が移譲できるように努力していきたいと思っています。

《第165国会 衆議院内閣委員会》

日 付	質 問		答 弁	
	質問者	質 問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 11.10	渡 辺 委 員 (民主)	私自身、言わせていただければ、道州制というのは、地方分権推進が完結した結果の、言うなれば最終形であるというふうに認識をしておるわけでありまして、そのためには中央政府と地方政府の役割分担、事業の仕分けが行われた上でできていなければいけないわけでありまして。にもかかわらず、それがこれからというときに、道州制の言葉だけが走り出してしまったというふうに私自身は思っているわけでありまして、ぜひ、道州制担当大臣として、このお考え、私の言うことに對する反論がもしありましたら、まず冒頭伺いたいと思います。	佐 田 大 臣	決して委員に反対をするつもりはありません。この法律を通して、基本的には地方分権を進めて、そして国、今回は道ですけれども、あと基礎的自治体の役割分担をきちっとしていかなくてはいけません。そのために、道からいろいろな御意見を賜って、税財源の移譲、そして権限の移譲、また規制改革も行っていきたい、こういうふうに思っておるわけでございます。
	渡 辺 委 員 (民主)	どうして今回これだけが権限の移譲ということになったのか。実際は、まあ譲っても大勢に影響のない、というよりも、ほとんど取り扱いのないものだけを要は権限移譲した。調べてみて、今申し上げた数字のとおりです。実際は、国のスリム化とは余り関係ないんですね。しかも、商工会議所法の二重行政というものはまだ残っている、これは後ほど申し上げたいと思いますけれども。 この点について、佐田大臣、これでもやはり道州制の先行的取り組みと言えるのかどうか、御感想はいかがでしょう。	佐 田 大 臣	今、渡辺委員の方からる御指摘がございました。それとまた加うるに、直轄工事の予算の交付金化、そういうこともあるわけであります。委員の言われることもよくわかるんですけれども、今回、これを最初の出だしということで、出だしにしても少ないじゃないかというふうに言われると思うけれども、これは最初の本当の出だしでありまして、弾み車みたいなもので、最初、本部で基本方針をつくって、これを出発点として、北海道の方で、こういうふうな形で規制改革そして税財源の移譲、権限の移譲をしていくんだ。そういうことにおいて計画を立てさせていただく。

日 付	質 問		答 弁	
	質問者	質 問 内 容	答弁者	答 弁 内 容
H18. 12. 5	峰 崎 委 員 (民主)	税財源の移譲という、これも今日のこの特区法案に絡むんですけれども、今度の特区法案の中で、確かに交付金の問題は書いてあるんですけれども、権限としての税源とかあるいは権限としての財源といえますか、そういうものは本当にこれ移譲されているんですか。結論からお聞きいたしましょう。	佐 田 大 臣	これはまた基本方針として出され、そして今回はいろいろと、また先生おかしいなというふうに言われるかもしれませんが、林野関係、そしてまた民間林野と治山、そして道路、河川、こういうことに対する交付金、それとまた権限の移譲ということになっております。 また、税源の移譲等につきましても、今後とも北海道の御意見もよくお聞きしながら、ただ税制でありますから、できる限り地方に移譲する意味においては地方税、そしてまた偏在性の少ない税源を創設していかなくてははいけないというふうに思っております。
12.12	亀 井 委 員 (国民 新党)	…地方分権との関係ですけれども、地方分権のことについて今内閣に委員会ができておると。そういう意味じゃ二つになっちゃうわけですね。それから、今度、特区についても特別の委員会がありますから、そういう意味じゃ三つあるわけですが、それについてまとめていかれるのは佐田大臣だと思えますけれども、それぞれどのように運用していられるつもりですか。	佐 田 大 臣	…要するに構造改革特区は地域を限定をして、そして規制の特例措置を講ずるものでありまして、地域再生は、省庁横断的な交付金や、地域の貢献をする株式会社への課税の特例等を通じて地域の独自の取組を支援すると、こういうふうな形でありまして、本法案は、将来の道州制に向けての先行的取組として、国から特定広域団体に事務事業を移譲するものでありまして、それによって地方分権の推進や行政の効率化等を進めるものであります。 いずれにいたしましても、地方分権の推進は内閣の重要課題でありまして、構造改革特区、地域再生の推進を図る上においても、地方分権の推進という視点を十分に踏まえつつ各本部が連携をしてやっていきたいと。将来はやっぱり地方分権推進委員会も内閣府に置きますから、そこで連携をしっかりと取りながらやっていきたいと、かように思っています。

【大臣・副大臣コメント】

日 付	行 事	大 臣 ・ 副 大 臣 コ メ ン ト
H19. 1.10	内閣府林副大臣と女性団体等との意見交換会 (札幌市)	私の所の所管は、この道州制特区の他に、構造改革特区、地域再生と色々なメニューがございますが、先ほどの経済連合会の方でしたか、会議所の会頭さんだったかと思いますが、規制の緩和はできますかというご質問がありました。 それは構造改革特区の方、これ（道州制特区）は国でやっている仕事を北海道だけ、他の地区はやらないけれどもここだけ北海道庁に移すという特区でございますから、それにお使いいただければ良いのでございますが、例えば、全国で規制できないことを北海道だけやりたいというのは、既に、構造改革特区というのがありまして、それは北海道でももう、大学の外国人の滞在期間を長くすると、幾つか既にお取りになっておられますけれども、道州制特区になったら、あつちは申請できないということは一切ありません。 いっぱいあってどれがどれだか分かりませんと皆さんおっしゃるので、私どもの方でまとめてお受けして、これは構造改革特区、これは北海道の場合は道州制特区、これは地域再生と、我々の方でコンシェルジュのように分けてそれぞれやるという仕組みを今度作りました。
H19. 5.26	道州制シンポジウムにおける渡辺大臣の発言 (札幌市)	例えば、道州制特区であるから、海外から北海道にどんどんお客さんに来てもらうために、入国管理を北海道政府に任せてもらうなど、皆さんからこんな話が出てきたら面白いと思います。北海道に多く訪れる中国、韓国、アジアの人たちが、入管業務を北海道政府が行うことでビザ無しで来れることとなります。もちろん、法務省が簡単に認めるわけではありませんが、知恵を出し、やり方は色々あるでしょう。 ある意味、荒唐無稽で出来るわけないと思われることも提案いただきたいと思います。

国際観光振興業務特別地区 <新旧対照表>

区 分	現 行	地区指定後
イメージ図	観光関連施設の新設・増設、改修、設備の整備に係る主な諸税 ○ 観光関連施設の新設・増設 ・都道府県税：不動産取得税、固定資産税（大規模償却資産） ・市町村税：事業所税、固定資産税 特別土地保有税（一定規模以上土地取得） ○ 改修 ・市町村税：固定資産税 ○ 設備の充実 特になし	観光関連施設の新設・増設、改修及び観光関連設備の整備を行った法人に対し税制上の優遇措置を講ずる。 ○ 観光関連施設の新設・増設 ・都道府県税 - 不動産取得税：課税免除又は不均一課税 - 固定資産税：新・増設から5カ年間の課税免除又は不均一課税 ・市町村税 - 事業所税：外客来訪促進計画に定める宿泊拠点地区の都市における事業及び事業所に使用される家屋の新・増設に対して課税される税金のうち ・事業に係る事業所税 →資産割、従業員割の課税標準の対象床面積を5カ年間1/2とする。 ・新・増設に係る事業所税 →新・増設事業所床面積に対しては非課税 - 固定資産税：新・増設から5カ年間の課税免除又は不均一課税 - 特別土地保有税：新・増設に供する土地を取得した場合、新・増設から5カ年間の課税免除又は不均一課税 ○ 改修 ・市町村税 - 固定資産税：改修から5カ年間の課税免除又は不均一課税 ○ 観光関連施設の新設・増設、改修に係る法人税（国税）、事業税（都道府県税）における優遇措置 - 法人税（国税）：法人税額の特別控除 →機械及び装置の取得価格の15% - 建物及びその附属設備並びに構築物の取得価格の8% - 事業税（都道府県税）：新・増設から5カ年間の課税免除又は不均一課税 ○ 設備の充実 - 法人税（国税）：法人税額の特別控除 →設備（機械及び装置）の取得価格の15% - 事業税（都道府県税）：設備整備から5カ年間の課税免除又は不均一課税
法令制度	○観光関連施設の新設・増設、改修、設備の整備に係る諸税 ・地方税法、租税特別措置法	○観光関連施設の新設・増設、改修、及び観光関連設備の整備に係る諸税の減税措置・観光関連施設・設備の整備について、地方税法、法人税法、租税特別措置法を改正し、減税措置を導入する。 ○北海道国際観光振興特別措置法（仮称）の創設

- ・観光関連施設：スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設
- ・観光関連設備：国際放送受信設備、高速通信設備、カーナビゲーション設備等

○沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）

（課税の特例）

第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する指定を受けた販売施設が同項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項に規定する指定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十七条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、事業者が行う同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（公共施設の整備）

第十九条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域における観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努めるものとする。

（国等の援助）

第二十条 国及び地方公共団体は、同意観光振興計画の達成に資するため、当該同意観光振興計画の実施に必要な事業を行う者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

法 律 の 概 要

平成19年6月11日、企業立地促進法がスタート!

この法律は、平成19年通常国会(第166回国会)に提出され、平成19年4月27日に成立しました。

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としています。

政府は、本法に基づき、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指し、支援策を講じます。

法 律 の 流 れ

国が策定する **① 基本方針** に基づき、都道府県と市町村が

② 地域産業活性化協議会 での協議を経て、

③ 基本計画 を作成し、

主務大臣に協議し、同意を得ることができます。

同意を得た基本計画に基づいて実施する事業については一定の支援措置が受けられます。

事業者は、企業立地又は事業高度化を行う場合、

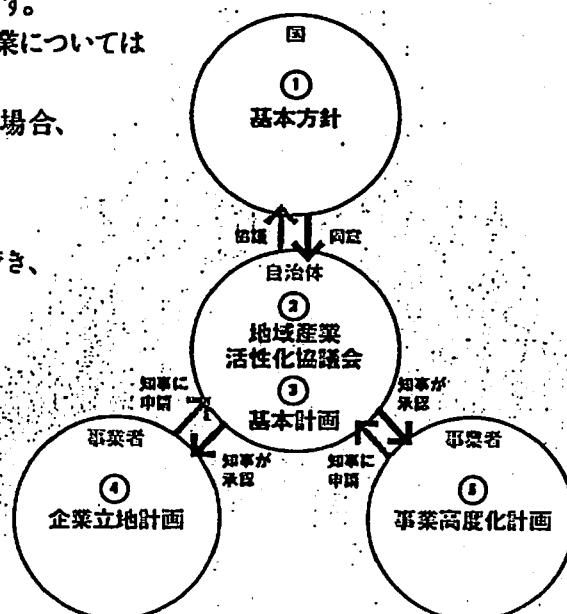
それぞれ **④ 企業立地計画**、

⑤ 事業高度化計画 を作成し、

都道府県知事に対し承認申請をすることができ、

当該計画に基づいて

各種支援措置が受けられます。



用語の解説

基本方針 ●主務大臣が策定する基本的な方針。

地域産業活性化協議会 ●法第7条に基づき基本計画を協議するために設けられる協議会。市町村及び都道府県が組織する。

基本計画 ●いわゆる「企業立地マニフェスト」。

企業立地計画 ●基本計画に定められた区域において企業立地を行う計画。事業者が作成し、都道府県知事の承認を得ることができる。

事業高度化計画 ●基本計画に定められた区域において新商品開発などの事業高度化を行う計画。事業者が作成し、都道府県知事の承認を得ることができる。

地域産業活性化支援税制の対象となる業種

分類

11 繊維工業(衣服・その他の繊維製品を除く。)

- 111 製糸業
- 112 紡績業
- 113 ねん糸製造業
- 114 織物業
- 115 ニット生地製造業
- 116 染色整理業
- 117 網・網製造業
- 118 レース・繊維雑品製造業
- 119 その他の繊維工業

12 衣服・その他の繊維製品製造業

- 121 織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。)
- 122 ニット製外衣・シャツ製造業
- 123 下着類製造業
- 124 和装製品・足袋製造業
- 125 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
- 129 その他の繊維製品製造業

17 化学工業

- 171 化学肥料製造業
- 172 無機化学工業製品製造業
- 173 有機化学工業製品製造業
- 174 化学繊維製造業
- 175 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 176 医薬品製造業
- 177 化粧品・歯磨・その他化粧品用調整品製造業
- 179 その他の化学工業

23 鉄鋼業

- 231 製鉄業
- 232 製鋼・製鋼圧延業
- 233 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く。)
- 234 表面処理鋼材製造業
- 235 鉄素形材製造業
- 239 その他の鉄鋼業

24 非鉄金属製造業

- 241 非鉄金属第1次製錬・精製業
- 242 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)
- 243 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。)
- 244 電線・ケーブル製造業
- 245 非鉄金属素形材製造業
- 249 その他の非鉄金属製造業

26 一般機械器具製造業

- 261 ボイラ・原動機製造業
- 262 農業用機械製造業(農業用器具を除く。)
- 263 建設機械・鉱山機械製造業
- 264 金属加工機械製造業
- 265 繊維機械製造業
- 266 特殊産業用機械製造業
- 267 一般産業用機械・装置製造業
- 268 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業
- 269 その他の機械・同部分品製造業

27 電気機械器具製造業

- 271 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
- 272 民生用電気機械器具製造業
- 273 電球・電気照明器具製造業
- 274 電子応用装置製造業
- 275 電気計測器製造業
- 279 その他の電気機械器具製造業

28 情報通信機械器具製造業

- 281 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 282 電子計算機・同附属装置製造業

29 電子部品・デバイス製造業

- 291 電子部品・デバイス製造業

30 輸送用機械器具製造業

- 301 自動車・同附属品製造業
- 302 鉄道車両・同部分品製造業
- 303 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- 304 航空機・同附属品製造業
- 305 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- 309 その他の輸送用機械器具製造業

31 精密機械器具製造業

- 311 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業
- 312 測量機械器具製造業
- 313 医療用機械器具・医療用品製造業
- 314 理化学機械器具製造業
- 315 光学機械器具・レンズ製造業
- 316 眼鏡製造業(枠を含む。)
- 317 時計・同部分品製造業

農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置 取りまとめ案について

企業立地促進法税制の拡充

	現行	要望	取りまとめ案
(1)対象業種	海外生産比率 の高い66業種	農林水産関連産業※を追加	農林水産関連産業を追加 (調整中)
(2)最低投資額 要件	機械等 総額3億円 (1基1000万円) 建物等 総額5億円	機械等 総額2000万円 (1基280万円) 建物等 総額2500万円	機械等 総額4000万円* (1基500万円*) 建物等 総額5000万円* (*今回追加業種について)
(3)特別償却率	機械等 15% 建物等 8%	機械等 30% 建物等 15%	機械等 15%(現行通り) 建物等 8%(現行通り)

※食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、卸売業(各種商品卸売、飲食料品卸売、建築材料、鉱物・金属材料等卸売、機械器具卸売、その他の卸売)

企業立地促進法に係る業種基準の移譲 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																
イメージ図	【企業立地促進法の基本計画】 ＜企業立地促進法＞ 基本計画の同意等《法第5条》 国 協議↑ ↓ 同意 〔基本計画〕 道・市町村 ➡ 各種支援措置 【企業立地促進法に係る課税特例対象業種】 ＜企業立地促進法＞ 立地企業への設備投資減税（課税の特例）《法第19条》 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①制度の内容</td><td>法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。</td></tr><tr><td>②措置内容</td><td>機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %</td></tr><tr><td>③対象業種</td><td>国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種（66業種）（別紙）</td></tr></table>	区 分	内 容	①制度の内容	法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。	②措置内容	機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %	③対象業種	国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種（66業種）（別紙）	【企業立地促進法の基本計画】 ＜企業立地促進法＞ 基本計画の同意等《法第5条》 国 ↑ 報告 〔基本計画〕 道・市町村 ➡ 各種支援措置 【企業立地促進法に係る課税特例対象業種】 ＜企業立地促進法＞ 立地企業への設備投資減税（課税の特例）《法第19条》 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①制度の内容</td><td>法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。</td></tr><tr><td>②措置内容</td><td>機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %</td></tr><tr><td>③対象業種</td><td>現行の66業種＋北海道が強みや特性を有する業種</td></tr></table>	区 分	内 容	①制度の内容	法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。	②措置内容	機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %	③対象業種	現行の66業種＋北海道が強みや特性を有する業種
区 分	内 容																	
①制度の内容	法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。																	
②措置内容	機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %																	
③対象業種	国内立地とアジア等の海外立地を競争的に選択している蓋然性の高い業種（66業種）（別紙）																	
区 分	内 容																	
①制度の内容	法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が新たに取得した工場用の建物及び機械等に対して、特別償却制度を利用できる。																	
②措置内容	機械等：特別償却 15 % 建物等：特別償却 8 %																	
③対象業種	現行の66業種＋北海道が強みや特性を有する業種																	
法 令 制 度	○企業立地促進法 ・基本計画の同意等 ～地域が作成した基本計画を、都道府県及び市町村が国に協議し、国が同意することで支援措置が受けられる。 ・立地企業の設備投資に対する課税特例 ～化学、鉄鋼、電子・電気機器など66業種に限定	【特区提案】 ○企業立地促進法に基づく基本計画に対する国の同意の廃止 ○企業立地促進法に基づく課税特例の適用対象業種決定権限の委譲 ～地域の強みや特性を活かした産業を地域独自に適用対象業種とできるよう、権限委譲を行う。																

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年五月十一日法律第四十号）（抄）

（基本計画）

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～十三 （略）

3 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

4 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

5 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

6 主務大臣は、基本計画につき前項の規定による同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（課税の特例）

第十九条 承認企業立地計画に従って企業立地を行う承認企業立地事業者であって、同意集積区域内において指定集積業種（その業種に属する事業に係る企業立地が国民経済の健全な発展に特に資するものとして政令で定める業種に限る。）に属する事業のための施設又は設備を新設したものが、当該新設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

○ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令（平成十九年六月八日政令第百七十八号）（抄）

（法第十九条の政令で定める業種）

第三条 法第十九条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 繊維工業
- 二 衣服その他の繊維製品製造業
- 三 化学工業
- 四 鉄鋼業
- 五 非鉄金属製造業
- 六 一般機械器具製造業
- 七 電気機械器具製造業
- 八 情報通信機械器具製造業
- 九 電子部品・デバイス製造業
- 十 輸送用機械器具製造業
- 十一 精密機械器具製造業

外国人人材受入れの促進 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後																									
イメージ図	【国専掌事務に対する申出権】 ＜出入国管理法＞ なし * ホテルマンの正式名称（日本標準職業分類による） ○ホテル・旅館のフロント係→「受付・案内事務員」 ○接客や案内、客室の整備、ホテルサービスを行う者 →「旅館・ホテル接客係」 【外国人の在留資格及び在留期間】 ＜出入国管理法＞ <table><tr><th>区 分</th><th>ホテルマン</th><th>シェフ・インストラクター</th></tr><tr><td>在留資格</td><td>人文知識・国際業務</td><td>技能</td></tr><tr><td>活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)</td><td>・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬</td><td>・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・ 日本人と同等額以上の報酬 ・ (シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・ (インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験</td></tr><tr><td>活動基準 (法 § 7 ① II、省令)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>在留期間 (法 § 2-2 ③)</td><td>3年又は1年</td><td>3年又は1年</td></tr></table>	区 分	ホテルマン	シェフ・インストラクター	在留資格	人文知識・国際業務	技能	活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)	・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬	・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・ 日本人と同等額以上の報酬 ・ (シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・ (インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験	活動基準 (法 § 7 ① II、省令)			在留期間 (法 § 2-2 ③)	3年又は1年	3年又は1年	【国専掌事務に対する申出権の創設】 ＜出入国管理法＞ 法 § 7 に④を追加 北海道知事は、その区域内において、広域に分散して存在する産業及び資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用するために必要があるときは、第一項第二号の法務省令で定める基準の変更について、法務大臣に対し、その旨の申出をすることができる。その場合において、法務大臣は、その申出を尊重しなければならない。 ⇩ <下記在留資格等の追加の申出> 【外国人の在留資格及び在留期間】 ＜出入国管理法＞ <table><tr><th>区 分</th><th>ホテルマン・シェフ・インストラクター</th></tr><tr><td>在留資格</td><td>観光サービス技能</td></tr><tr><td>活動内容 (追加)</td><td>・ 観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動</td></tr><tr><td>活動基準 (追加)</td><td>・ ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬</td></tr><tr><td>在留期間 (追加)</td><td>3年又は1年</td></tr></table>	区 分	ホテルマン・シェフ・インストラクター	在留資格	観光サービス技能	活動内容 (追加)	・ 観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動	活動基準 (追加)	・ ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬	在留期間 (追加)	3年又は1年
区 分	ホテルマン	シェフ・インストラクター																									
在留資格	人文知識・国際業務	技能																									
活動内容 (法 § 2-2 ②、法別表 第1-2)	・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動 ・ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝など ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬	・ 本邦の公私機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ・ 日本人と同等額以上の報酬 ・ (シェフは) 外国で考案され日本で特殊なものについて10年以上の実務経験 ・ (インストラクターは) スポーツの指導技能について3年以上の実務経験																									
活動基準 (法 § 7 ① II、省令)																											
在留期間 (法 § 2-2 ③)	3年又は1年	3年又は1年																									
区 分	ホテルマン・シェフ・インストラクター																										
在留資格	観光サービス技能																										
活動内容 (追加)	・ 観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、接客に係る技能を必要とする業務に従事する活動																										
活動基準 (追加)	・ ホテルマン、ホテルシェフ、ラフティングなどのアウトドアガイドなど ・ 3年以上の実務経験 ・ 日本人と同等額以上の報酬																										
在留期間 (追加)	3年又は1年																										
法令制度	○外国人の在留資格及び在留期間 ・ 出入国管理法の在留資格としては、ホテルマンは「人文知識・国際業務」の翻訳・通訳等の資格で、シェフ・インストラクターは「技能」に該当する場合が考えられるが、活動基準の制限があり、観光関連業務で高度なサービスを提供できる外国人の包括的な在留資格はない（法 § 2-2、 § 7、省令など）。	【特区提案】 ○国専掌事務に対する申出権の創設 ・ 北海道の豊かな自然や食材、アウトドアスポーツを活かした北海道観光の振興に資するため、北海道においては、観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象として、新たな在留資格を追加することができるよう、北海道知事に省令の基準の変更についての申出の権限を設定（国には申出尊重の責務）する（法 § 7 に④を追加）。																									

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年十月四日政令第三百十九号）（抄）

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年（特定活動（別表第一の五の表の下欄二に係るものを除く。）の在留資格にあつては、五年）を超えることができない。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄並びに五の表の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと。

2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の五の表の下欄（イからハまでに係る部分に限る。）に掲げる活動を行おうとする外国人は、同項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条に規定する証明書をもちてしなければならない。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

別表第一の二（抄）

在留資格	本邦において行うことができる活動
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年十月二十八日法務省令第五十四号）（抄）

第三条 法第二条の二第三項に規定する在留期間は、別表第二の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第二（抄）

在留資格	在 留 期 間
人文知識・国際業務	三年又は一年
技能	三年又は一年

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年五月二十四日法務省令第十六号）（抄）

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活 動	基 準
法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。 一 申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）により、当該知識を修得していること。 二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。 イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。 ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。 三 申請人が日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれかに該当し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。 一 料理の調理又は食品の製造に係る技能で外国において考案され我が国において特殊なものについて十年以上の実務経験（外国の教育機関において当該料理の調理又は食品の製造に係る科目を専攻した期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの（第九号に掲げる者を除く。） 二～七 （略） 八 スポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験（外国の教育機関において当該スポーツの指導に係る科目を専攻した期間及び報酬を受けて当該スポーツに従事していた期間を含む。）を有する者で、当該技能を要する業務に従事するもの又はスポーツの選手としてオリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で、当該スポーツの指導に係る技能を要する業務に従事するもの 九 （略）

（参 考）

○ 都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）（抄）

（設置）

第三条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部（以下「本部」という。）を置く。

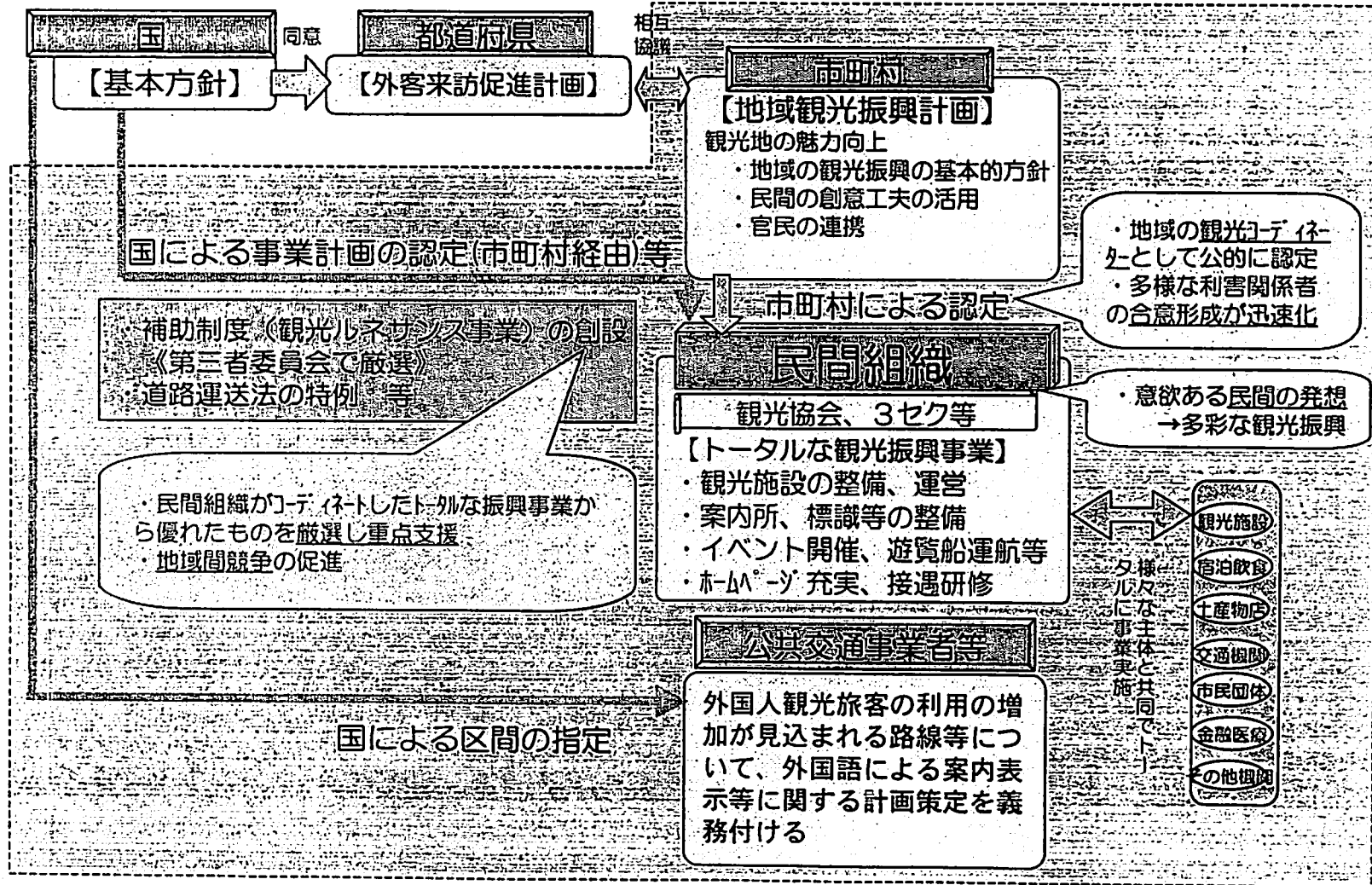
（都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案）

第五条 地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針に定められた第十四条第二項第三号の基準に適合する地域があると認めるときは、前条第三号の政令の立案について、本部に対し、その旨の申出をすることができる。

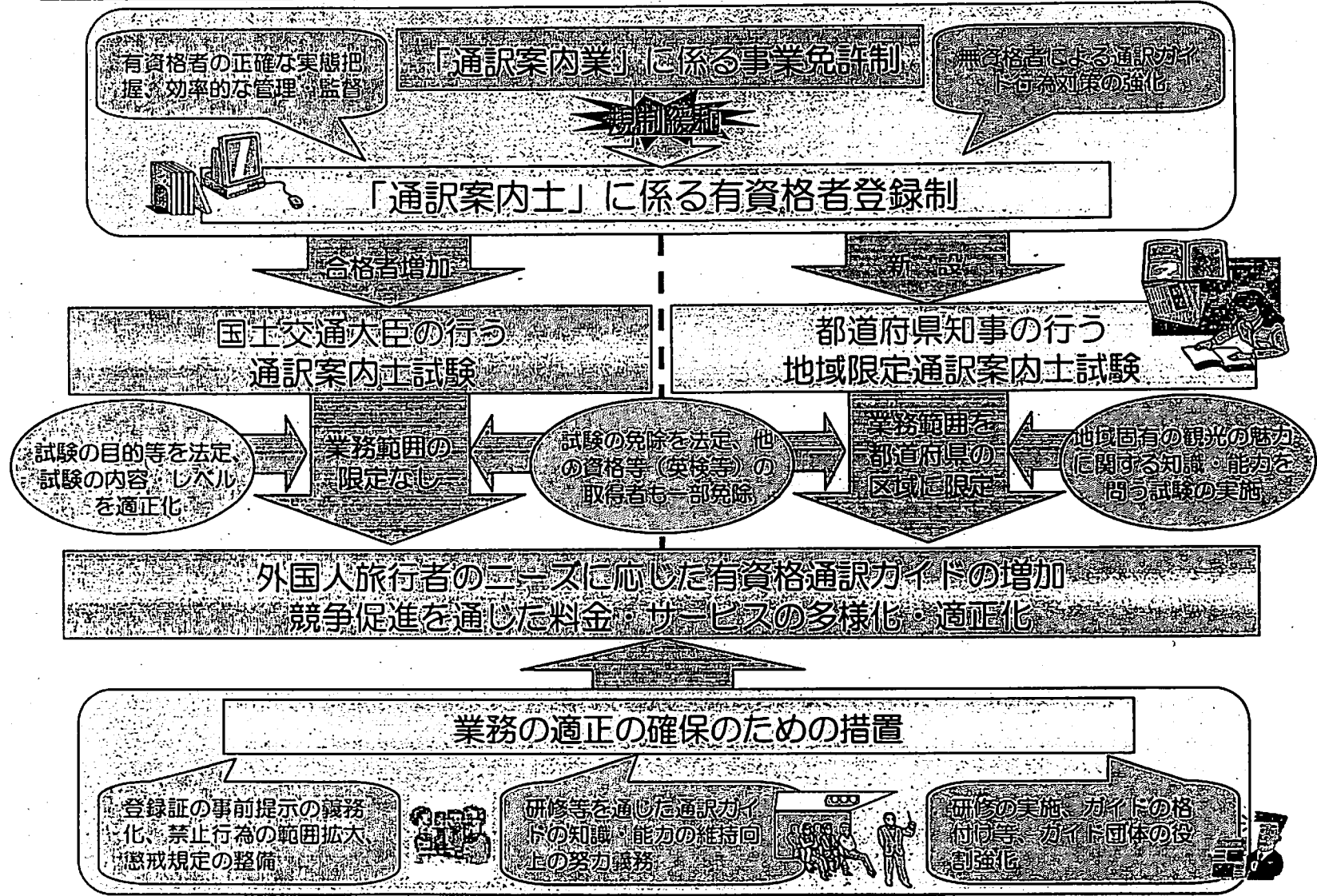
2 本部は、前条第三号の政令の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

外客誘致法の改正による国際競争力ある観光地の整備

外国人観光旅客にとって魅力ある観光地の整備を促進することで、外国人の訪日を促進



通訳案内業法・外客誘致法の改正による通訳ガイド制度の改善



通訳ガイド育成のための方策 概要

平成 18 年 10 月

通訳ガイド育成検討委員会

現 状	課 題	今後の取組方針
○ 利用側の現状 ・外国人観光客数は、アジア・オーストラリアを中心に急激に増加。 ・国・地域によっては、個人旅行やリピーターの割合が高くなってきている。 ・通訳ガイドの活用者側の状況は、必ずしも十分に活用されていない。 ○ 通訳ガイド側の現状 ・<u>現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観光客数に比べて、その増加率も小さい。</u> ・<u>言語別では、英語が全体の 3 分の 2 を占め、中国語、韓国語は非常に少ない。</u> ・地域別では、道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。 ・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。 ・通訳ガイドとしての実務経験などが不足しており、実務を通したスキルアップが計りにくい状況にある。	○ 需給面での課題 ・有資格者の数の不足、実務経験等の不足、PR 不足などにより、通訳ガイドの活用者側のニーズに対応できる体制が構築されていない。 ○ 制度面での課題 ・資格制度のみに依存した通訳案内士制度は、現在の日本のインバウンド・ツーリズムを取り巻く状況に対応できていない。 ・地域限定通訳案内士試験は、通訳案内士試験（国家試験）と同等の水準が求められており、柔軟な試験水準・試験内容の設定が難しい。 ・団体客の外国人添乗員などが、添乗行為のほかに通訳ガイド行為を無資格で行っている事例が見られる。	1. 通訳ガイド育成のための短期的取組事項 ○ <u>通訳ガイドの活動機会の創出に向けた対応</u> ・通訳ガイド制度やサービス内容の周知の強化 ・流通メカニズムの整備 ① 海外の観光客などに積極的に PR する紹介システムの構築 ② 通訳ガイド団体の創設を目指す ③ 通訳ガイドと観光関係事業者や観光関係団体とのパートナーシップの強化 ・新たな商品サービスの提供 ○ <u>有償ガイドサービスの水準の向上に向けた対応</u> ・産学官一体となったトータルパッケージとしての教育プログラムの早急な構築・実践 ・教育プログラムの一環として、地域限定通訳案内士試験制度を導入することによる、通訳ガイドの質の向上と数の増加・多様化に向けた対応を促進 2. 通訳ガイド育成のための中・長期的取組事項 ○ <u>法制度の改正・整備に向けた提言</u> ・現在のインバウンドツーリズム環境に即するよう、再度の法改正を提言 ・地域限定通訳案内士試験実施基準やガイドラインの改正を提言 ○ <u>通訳ガイドの社会的地位の向上</u> ・有償ガイドサービスの市場への浸透の促進 ・観光関係事業者などによる通訳ガイドの雇用環境の創出

○ 通訳ガイド側の現状

- ・現在の通訳案内士の人数の絶対数は少なく、来道外国人観客数に比べて、その増加率も小さい。
- ・言語別では、英語が全体の3分の2を占め、また数多く訪れる台湾、香港、韓国からの観光客に必要な中国語、韓国語はそれぞれ15人、14人と非常に少ない。
- ・地域別では、札幌を中心とした道央圏に偏っており、道南・道北・道東圏は非常に少ない。

表5 <道内通訳案内士数（言語別、支庁別）平成18年度9月現在> (単位：人)

支庁名	英語	フランス語	スペイン語	ドイツ語	中国語	ロシア語	韓国語	合計
石狩	65	4	3	6	12	7	10	107
渡島	6	0	0	0	0	0	1	7
檜山	0	0	0	0	0	0	0	0
後志	5	0	0	0	2	0	0	7
空知	3	0	0	0	0	0	0	3
上川	5	0	0	0	0	0	1	6
留萌	0	0	0	0	0	0	0	0
宗谷	0	0	0	0	0	1	0	1
網走	1	0	0	0	1	0	0	2
胆振	9	0	0	1	0	0	2	12
日高	0	0	0	0	0	0	0	0
十勝	3	0	0	0	0	0	0	3
釧路	1	0	0	0	0	0	0	1
根室	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	99	4	3	7	15	8	14	150

(参考) 全国の通訳案内士数（平成18年4月現在）：

10,241人（うち英語 6,985人、中国語 1,041人、韓国語 466人）

表6 <道内通訳案内士数の推移（各年度末）> (単位：人)

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
102	106	111	116	121	125	131	134	139	142	150

- ・北海道が地域限定通訳案内士制度を導入した場合、試験の受験の意向は大きく、通訳ガイドのなり手側の意欲は高い。特に、札幌シティガイド検定合格者、留学生、通訳ボランティアガイド、語学学校就学者で受験の意向が特に大きくなっている。

→ 通訳ガイド資格取得意向者には、バスガイド・ボランティアガイド・宿泊施設のフロントマン・観光学専攻の学生・専門学校生などが想定される。また、短期的には、留学生帰国者などの外国籍市民や外国人留学生など外国語能力を有している人が資格取得に有利に働くことが想定される。

「中間的な取りまとめ」(抜粋) (H19.11.16)

地方分権改革推進委員会

<その他の主な事項>

⑥ 交通・観光

[外客来訪促進計画]

地域の観光振興は、地域の実情に通じた地方自治体等が自主的かつ主体的に行うべきものであるから、地域に関する観光施策は地方に任せ、国は国際的な施策に重点化すべきである。

外客来訪促進計画には、地方が主体的に行うべき事項が多く含まれていることから、国の同意の対象範囲は税制上の特例措置に係る部分に限定するなど、関与を縮小すべきである。

<地方分権改革推進委員会委員名簿>

委員長	丹 羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
委員	井 伊 雅 子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	猪 瀬 直 樹	作家・東京都副知事
	小早川 光 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	露 木 順 一	神奈川県開成町長
	横 尾 俊 彦	佐賀県多久市長

(敬称略)

地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大 <新旧対照表>

区 分	現 行	権 限 移 譲 後
イメージ図	【地域限定通訳案内士】 ＜外客誘致法＞ 国 基本方針（§ 3） ↓ 同意（§ 4 ③） 道 外客来訪促進計画（§ 4 ①） ↓ 試験実施事項を規定（§ 4 ①Ⅶ） 道 地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26 ②） ・ 方法（§ 27 ①） 筆記試験 口述試験 ・ 内容（§ 27 ②・③） 筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務） ↓ ＜試験実施基準＞ 国の定める基準（H18.7.5 国土交通省告示第 737 号） ・ 試験の回数 ・ 筆記試験の合格判定の方法、難易度 ・ 外国語筆記試験（時間、平均点、合格基準点、試験免除をはじめ、通訳案内士試験と同一の出題とする等） ・ 地理等筆記試験（時間、平均点、合格基準点など） ・ 口述試験（時間、内容、合否判定など）	【地域限定通訳案内士】 ＜外客誘致法＞ 国 基本方針（§ 3） ↓ 同意（§ 4 ③） 道 外客来訪促進計画（§ 4 ①） ↓ 試験実施事項を規定（§ 4 ①Ⅶ） 道 地域限定通訳案内士試験の実施（§ 26 ②） ・ 方法（§ 27 ①） 筆記試験 口述試験 ・ 内容（§ 27 ②・③） 筆記（外国語、道に係る地理・歴史・産業・経済・政治・文化） 口述（通訳案内実務） ↓ ＜試験実施基準＞ 国の定める基準（同左） 基準の緩和
法 令 制 度	○地域限定通訳案内士試験の実施基準 ・ 試験の方法及び内容について外客誘致法で規定（法 § 27）されているほか、試験の実施基準についても国の告示により定められている（法 § 26 ②、H18 国交省告示第 737 号）。	【特区提案】 ○地域限定通訳案内士試験の実施基準 ・ 試験の実施基準について、より一層地域の実情に精通した通訳案内士の育成及び外国人観光客の満足度の向上に資するため、国の告示を改正する。

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年六月十八日法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらとを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

2～6 （略）

（基本方針）

第三条 国土交通大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

（外客来訪促進計画）

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（以下「外客来訪促進計画」という。）を定めることができる。

一～六 （略）

七 外客来訪促進地域において地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る場合にあっては、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項その他必要な事項

八 （略）

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。

3 国土交通大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一～四 （略）

五 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項が定められた場合にあっては、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該地域限定通訳案内士試験が行われる都道府県内の計画地域が、地域固有の観光の魅力についての通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）に対する外国人観光旅客の需要に應ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。

ロ 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

六 （略）

4 都道府県は、第二項の規定により国土交通大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

（地域限定通訳案内士の業務等）

第二十三条 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

2 地域限定通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用せず、この法律の定めるところによる。

（地域限定通訳案内士となる資格）

第二十四条 地域限定通訳案内士試験に合格した者は、当該地域限定通訳案内士試験が行われた都道府県の区域において、地域限定通訳案内士となる資格を有する。

（地域限定通訳案内士試験）

第二十六条 地域限定通訳案内士試験は、地域限定通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験とする。

2 地域限定通訳案内士試験は、都道府県知事が、当該都道府県における地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について第四条第三項の規定により国土交通大臣が同意した場合に限り、次条から第三十三条まで及び第三十六条第一項の規定並びに国土交通大臣の定める基準に基づき、これを行う。

（試験の方法及び内容）

第二十七条 地域限定通訳案内士試験は、筆記及び口述の方法により行う。

2 筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 外国語

二 当該都道府県の区域に係る地理

三 当該都道府県の区域に係る歴史

四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

3. 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、当該都道府県の区域における通訳案内の実務について行う。

○ 国土交通省告示第七百三十七号（平成十八年七月五日）（抄）

外国人観光客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、同項の基準を次のとおり定める。

地域限定通訳案内士試験実施基準

1. 試験の回数

地域限定通訳案内士試験（以下「試験」という。）は、原則として、毎年少なくとも一回行う。

2. 筆記試験の合格判定の方法

筆記試験の合格判定は、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号。以下「外客来訪促進法」という。）第二十七条第二項各号に掲げるすべての科目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

3. 筆記試験の難易度

筆記試験は、難易度の極端に高いものであってはならない。

4. 外国語筆記試験

一 外国語の筆記試験（以下「外国語筆記試験」という。）は、地域限定通訳案内士の業務を適切に行うために必要な読解力、説明力、語彙力等の総合的な外国語の能力を問うものとする。

二 出題する外国語は、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五条に規定する通訳案内士試験（以下単に「通訳案内士試験」という。）において実施されているもの（英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語又はタイ語）のうち、外客来訪促進法第四条第二項の規定に基づき国土交通大臣が同意をした外客来訪促進計画において定められているものとする。

三 外国語筆記試験の方法は、記述式とする。

四 試験時間は、百二十分とする。

五 外国語筆記試験は、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

六 外国語筆記試験の合格基準点は、原則として、七十点とする。

七 外国語筆記試験は、当分の間、通訳案内士試験と同一の出題とし、合格判定についても、通訳案内士試験と同一の試験委員が行うものとする。

八 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級に合格した受験者については、外国語筆記試験（英語）を免除することができる。

5. 地理等筆記試験

一 当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の筆記試験（以下「地理等筆記試験」という。）は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものについての知識を問うものとする。

二 地理等筆記試験の方法は、多肢選択式とする。

三 試験時間は、各科目について、四十分とする。

四 地理等筆記試験は、各科目について、満点を百点とし、平均点が六十点程度となるような出題に努める。

五 地理等筆記試験の合格基準点は、各科目について、原則として、六十点とする。

6. 口述試験

一 口述試験は、総合的な外国語の能力並びに当該都道府県の区域に係る地理、歴史並びに産業、経済、政治及び文化の知識を活用したコミュニケーションを図るための実践的な能力のほか、地域限定通訳案内士として必要な適性について判定するものとする。

二 口述試験を受けることができる外国語は、受験者が筆記試験において選択したものと同一のものとする。

三 口述試験は、当該都道府県の観光の魅力に関する事項のうち外国人観光旅客の関心の強いものを題材として、受験者に通訳案内の業務を擬似的に行わせることにより実施するものとする。

四 試験時間は、八分程度とする。

五 合格判定は、次に掲げるすべての項目について合格基準点に達しているか否かを判定することにより行う。

(一) 聞き取り能力

(二) 表現力

(三) 発音及び文法の正確性

(四) 質問に対する回答能力

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、旅行者に対する配慮の適切性、通訳案内業務に対する十分な意欲等地域限定通訳案内士として必要な適性

7. その他

前各項に定めるもののほか、試験の出題方法等については、別に定めるところによる。